

メディア更新代行年間プラン 訪問オプションサービス 利用条件

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 「メディア更新代行年間プラン 訪問オプションサービス利用条件」(以下「本条件」という)は、本条件に同意した上で、「メディア更新代行年間プラン 訪問オプションサービス」(詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「契約者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。
- 本条件に定めのない事項については、「メディア更新代行年間プラン利用条件」(以下「原条件」という)が適用されるものとし、本条件と原条件の定めが相反する場合は、本条件の定めが優先して適用される。なお、本条件に定めなき事項につき原条件を適用する場合、原条件における「利用者」は「契約者」と読み替えて適用する。
- 本条件における用語の定義は、本条件に別段の定めがある場合または当該用語が文脈上別段の意味を有することが明白である場合を除き、原条件の定めに従う。

第2条 (条件)

本サービスの利用は、「メディア更新代行年間プラン」のサービスを契約者が現に利用していることを条件とする。当社と契約者との間の「メディア更新代行年間プラン」の契約が終了した場合は、本サービスの利用はできないものとする。

第3条 (本サービス)

- 当社は、契約者に対し、本サービスとして、「メディア更新代行年間プラン」のサービスにおいて提供する更新代行サービスにかかる打ち合わせを対面で行うための月1回の訪問サービスを提供する。なお、訪問日は、都度調整の上で決定するものとする。
- 前項に定める月1回の訪問とは、月(暦月による)において1回の訪問を指す。

第4条 (本契約の成立および条件)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第5条 (本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から有効とし、初回訪問日の属する月の1日(以下「サービス提供開始日」という)より1年間とする。ただし、本契約満了日の1か月前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条 (本サービス料および支払い条件)

- 契約者は、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、本申込書に定める額を支払う。なお、訪問にかかる交通費が発生する場合は、事前に契約者に通知するものとし、当社が当該通知を行ったときは契約者は交通費を負担する。
- 契約者は、当社に対し、当社が発行する請求書において定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払にかかる手数料その他の費用は、契約者の負担とする。
- 当社は、契約者が本サービスの利用(月1回の訪問)を希望しない場合及び第3条第1項に掲げる本サービスの全部または一部を利用しない場合であっても、本サービス料の減額は行わない。

以上

制定日 2022年4月1日